

廃棄物処理計画改定に当たっての施策の自己評価・点検表

| 現計画の施策(主な実施事業) | | 実績、評価等 | ※ | 新計画への反映 |
|-------------------|---|--|---|---|
| 施策1 3Rの促進 | | | | |
| (1)県民の3Rの促進 | | | | |
| | 「ごみ減量、3R推進」リーフレットの作成・配布 | 県民に3Rを啓発・促進する上で有効な手段である。 リーフレットの作成・配布枚数 3,000枚(H22年度) | ○ | 効果的な手法に努めながら継続する。 |
| | ごみゼロ社会推進あいち県民大会の開催 | 県民に3Rを啓発・促進する上で有効である。 県民大会の開催 1回、320名参加(H22年度) | ○ | 効果的な手法に努めながら継続する。 |
| | ごみゼロ社会推進あいち県民会議のごみ減量部会・ごみ再資源化対策部会・不法投棄対策部会の開催 | 県民に3Rを効果的に啓発・促進していく上で有効である。 各部会1回開催(H22年度) | ○ | 効果的な手法に努めながら継続する。 |
| | 「レジ袋削減取組店制度」の推進 | 廃棄物の減量を図るとともに、県民の3Rに対する意識を高める上で有効である。 レジ袋有料化の実施市町村数 82.5%(H22年度) マイバッグ持参・レジ袋辞退の取組割合(県政世論調査)33.9%(H17年度)→81.5%(H22年度) | ○ | 効果的な手法に努めながら継続する。 |
| (2)事業者による3Rの取組の促進 | | | | |
| | 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定や実績報告時における3Rの推進に係る指導 | 届出時に3Rの取組の促進について指導することは効率的である。 さらに、事業者の取組状況を県民の目に触れやすくすることにより、自主的取組の一層の促進を図る。 | □ | 多量排出事業者の廃棄物処理計画をインターネットで公表し、減量化・資源化の取組の促進を図る。 |
| | 産業廃棄物税導入による最終処分量の低減、廃棄物の資源化等の促進 | 産業廃棄物税の導入は再生利用量の増加や最終処分量の減少に効果があると認められる。 | ○ | 産業廃棄物税による効果を確認しながら継続する。 |
| | ホームページによる減量化、適正処理等の情報提供 | 県民に直接情報提供できる有効な手段である。 | ○ | 効果的な情報提供に努めながら継続する。 |
| (3)各種リサイクル法の推進 | | | | |
| | 容器包装リサイクル法に基づく愛知県分別収集促進計画の推進 | 分別収集・リサイクルを促進する上で必要 愛知県分別収集促進計画の策定(H22.9月) | ○ | 継続 |
| | 建設リサイクルに係る建設工事現場の県内一斉パトロール実施等、各種リサイクル法の推進 | 廃棄物の分別、リサイクルを進める上で、各関係者の意識を高める取組は有効である。 | ○ | 継続 |

※○：継続、□：強化、×：廃止、◎：新規

※資料の標題については、12月16日廃棄物部会の意見を踏まえ修正している。

廃棄物処理計画改定に当たっての施策の自己評価・点検表

| 現計画の施策(主な実施事業) | | 実績、評価等 | ※ | 新計画への反映 |
|-----------------------|--|--|---|--|
| | 産業廃棄物処理業者を対象とした講習会の実施 | 法制度等が十分に浸透・定着したため必要性が薄れてきた。 | × | 廃止 |
| | キャンペーン、イベント、研修会等における啓発 | 県民にリサイクルを啓発・促進する上で有効である。 放置自動車対策推進キャンペーン:H23.1.11～2.10実施(H22年度) | ○ | 継続 |
| | (新規) | 使用済小型家電の回収の必要性が高まっている。 | ◎ | 使用済小型家電について、イベントでの回収、県民への啓発、市町村との連携等の取組を進める。 |
| (4)市町村の取組の促進 | | | | |
| | 一般廃棄物処理計画、分別収集計画及び循環型社会形成推進地域計画作成時の技術的支援 | ごみの減量・資源化等を進める上で、市町村の取組を支援していくことは有効である。 ごみ分別数の増加 平均18.8分別(H19年度)→19.5分別(H21年度) | ○ | 継続 |
| (5)県等の率先的取組の推進 | | | | |
| | 愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針に基づく環境物品等の率先的調達 | 環境負荷を低減する製品の普及を図る上で有効である。調達率 96.3%(平成21年度) | ○ | 継続 |
| | あいくる材の認定と県発注公共工事での利用 | 1,400以上のあいくる材が認定され、公共工事等において積極的に利用されており、リサイクル製品の利用促進に貢献している。 県発注工事使用資材に占めるあいくる材の割合: アスファルト混合物 5割、路盤材 9割、コンクリート二次製品 8～9割(H22年度) | ○ | 継続 |
| 施策2 循環ビジネスの促進 | | | | |
| (1)新しい循環ビジネスの創出と事業化促進 | | | | |
| | 循環ビジネス創出コーディネーターによる相談や技術指導 | 循環ビジネス事業化支援のための有効な手段である。地域別に見ると、相対的に東三河地域からの相談等が少ない。 | □ | 東三河におけるコーディネーター機能の強化を図るなど、全県的に循環ビジネスの創出を図る。 |
| | 循環ビジネス創出会議の開催 | 循環ビジネス交流の場として有効な手段である。年5回程度開催 | ○ | 継続 |
| | 循環ビジネス事業化検討補助 | 循環ビジネス事業を開始するための有効な手段である。採択37件(H18～H22年度) | □ | リサイクルだけでなく、リデュース、ゼロエミッション関係施設も補助対象に追加 |

※○：継続、□：強化、×：廃止、◎：新規

※資料の標題については、12月16日廃棄物部会の意見を踏まえ修正している。

廃棄物処理計画改定に当たっての施策の自己評価・点検表

| 現計画の施策(主な実施事業) | | 実績、評価等 | ※ | 新計画への反映 |
|----------------------|--------------------------------------|--|---|---------------------------------------|
| | 先導的リサイクル関係施設整備補助 | 循環ビジネス事業を開始するための有効な手段である。採択15件(H18～H23年度) | □ | リサイクルだけでなく、リデュース、ゼロエミッション関係施設も補助対象に追加 |
| | あいちゼロエミッション・コミュニティ構想の事業モデルの具体化の検討・実施 | 優れた事業モデルを企業に示すのに有効である。検討を含め4件(H19～H22年度) | ○ | 継続 |
| | 愛知環境賞の実施 | 循環ビジネスを社会に根付かせるための有効な手段である。表彰件数83件(応募件数312件)(H16～H22年度) | ○ | 継続 |
| (2)資源循環を促進するための環境づくり | | | | |
| | あいちエコタウンプランへの新たな位置づけ | 優れた事業モデルを企業に示すのに有効である。あいちエコタウンプランへの位置付け:21件(H16～H22年度) | ○ | 継続 |
| | あいち資源循環情報システムの運営 | 循環ビジネスの情報提供の場として有効である。アクセス件数 1,000件/月 | ○ | 効果的な情報発信に努めながら継続する。 |
| | あいち環境塾による人材育成 | 環境分野において、地域のリーダー育成に有効な手段である。卒塾生84名(H20～H22年度) | ○ | 継続 |
| | 再生利用個別指定制度による資源化の促進 | 制度の活用が十分に進んでいなかったため、平成23年4月1日に優良な事業者向けに制度を改正した。 | □ | 新たな制度の活用が進展するよう制度の浸透、定着に努めていく。 |
| 施策3 適正処理と監視指導の徹底 | | | | |
| (1)廃棄物の適正処理の指導 | | | | |
| | 立入検査や各種報告書提出時の指導 | 事業者と接触する機会に適正処理について指導することは効率的である。6月、11月の強化月間の立入指導907件、文書指導64件(H22年度) | ○ | 継続 |
| | 再生品製造事業者への立入検査や再生品の環境安全性に係る分析検査 | 再生品の環境安全性の確保を図る必要がある。分析検査110件(H22年度) | ○ | 継続 |
| | 電子マニフェストの普及啓発 | 電子マニフェストは偽造がしにくいなどの理由により、適正処理の促進に有効である。加入者数:135件(H16)→5,143件(H22) | ○ | 電子マニフェストの普及が進むよう、引き続き啓発に努める。 |

※○：継続、□：強化、×：廃止、◎：新規

※資料の標題については、12月16日廃棄物部会の意見を踏まえ修正している。

廃棄物処理計画改定に当たっての施策の自己評価・点検表

| 現計画の施策(主な実施事業) | | 実績、評価等 | ※ | 新計画への反映 |
|-----------------------|-------------------------------------|--|---|---|
| (2)特別管理産業廃棄物の適正処理 | | | | |
| | 立入検査や各種報告書提出時の指導 | 事業者と接触する機会に適正処理について指導することは効率的である。 | ○ | 継続 |
| | PCB廃棄物処理計画の推進 | PCB廃棄物処理計画に基づきPCB廃棄物の適正処理を計画的に進めていく必要がある。 処理進捗率:0%(H16)→56%(H22) | ○ | 継続 |
| (3)廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保 | | | | |
| | 施設の設置又は処理業の許可に当たっての適正な審査 | 廃棄物処理施設及び処理業者の信頼性と安全性の確保を図る必要がある。 | ○ | 継続 |
| | 設置者自らによる検査の実施、維持管理状況の記録の備え付けの遵守の指導等 | 施設が適切に維持管理されているかを確認する必要がある。また、法改正を受け定期検査を実施する必要がある。 | □ | 施設の信頼性等を確保するため、焼却施設や最終処分場について法に基づく定期検査を確実に実施する。 |
| | 民間最終処分場設置者に対する維持管理積立金の活用による適正管理の指導 | 埋立処分終了後の適切な維持管理を図り、環境影響を低減する必要がある。 | ○ | 継続 |
| | 埋立終了後の民間最終処分場跡地台帳の整備・公開 | 最終処分場の跡地利用における環境影響の未然防止を図る必要がある。 | ○ | 継続 |
| (4)不適正処理の未然防止 | | | | |
| | 不法投棄等監視特別機動班(12班)による監視パトロールの実施 | 県職員による監視パトロールに加え、委託により平日夜間や休日にもパトロールを行うことは、不適正処理の未然防止、早期発見・早期是正を図る上で有効である。 | ○ | 継続 |
| | 民間警備会社に平日夜間及び休日昼夜間の監視を委託 | 平日夜間・休日の監視 612件(H22年度) 苦情件数335件(H16年度)→194件(H22年度) | | |
| | 政令市による適正処理推進事業への補助 | 不適正処理の未然防止や拡大防止に効果を上げており、県内全域を対象とする産業廃棄物税を活用し対策を進めることは有効である。 | ○ | 継続 |
| | (新規) | 自動車リサイクル法の枠組みから外れた自動車の不正解体・不正輸出対策を進める必要がある。 | ◎ | 国、県警など関係機関と連携し、未然防止及び迅速かつ的確な対応に努める。 |

※○：継続、□：強化、×：廃止、◎：新規

※資料の標題については、12月16日廃棄物部会の意見を踏まえ修正している。

廃棄物処理計画改定に当たっての施策の自己評価・点検表

| 現計画の施策(主な実施事業) | | 実績、評価等 | ※ | 新計画への反映 |
|--------------------|--------------------------------------|--|---|--|
| (5)排出事業者処理責任の徹底 | | | | |
| | 委託処理業者による不適正処理事案に係る排出事業者の原状回復責任の周知徹底 | 適正処理を進める上で、排出事業者としての処理責任を認識させ、意識を高める必要がある。 | ○ | 継続 |
| (6)関係機関との連携 | | | | |
| | 県・地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の設置 | 産業廃棄物の不法処理防止については、市町村や警察など他機関との連携が不可欠である。 | ○ | 関係機関と引き続き連携を図る。 |
| | 県政令市連絡会議の開催 | 政令市と廃棄物処理に係る情報交換を行うことにより、県内の統一的な指導が可能となる。 | ○ | 関係機関と引き続き連携を図る。 |
| | あいち産業廃棄物適正処理推進会議の設置 | 適正処理の推進については、建設部局や農林部局など他部局との連携が必要である。 | ○ | 関係機関と引き続き連携を図る。 |
| (7)優良な産業廃棄物処理業者の育成 | | | | |
| | 産業廃棄物処理業者に対する講習会の実施 | 講習会において、産業廃棄物処理業者に対して法制度や指導方針等を説明することは適正処理の推進、優良事業者の育成に効果的である。 | ○ | 適宜開催する。 |
| | 優良性評価制度による認定 | 法改正により平成23年4月から新たな優良産業廃棄物処理業者認定制度が開始されたところであり、新制度に基づく認定を適切に行っていく必要がある。 | □ | 新たな制度の周知に努め、同制度の活用により優良事業者の育成を図る。 |
| (8)環境犯罪を許さない気運の醸成 | | | | |
| | 街頭キャンペーンによる啓発活動 | 環境犯罪の周知・防止を図るため、有効 廃家電不法投棄防止キャンペーン:H22.5.28～ 8.31実施(H22年度) | ○ | 効果的な手法に努めながら継続 |
| | ホームページによる適正処理の情報提供 | 県民に直接情報提供できるため有効である。 | ○ | 効果的な手法に努めながら継続 |
| | (新規) | 海岸漂着物処理推進法の制定を受け、海岸漂着物への対応を進める必要がある。 | ◎ | 愛知県海岸漂着物対策推進地域計画(H23年8月策定)に基づき海岸環境の保全を図る。 |
| | (新規) | 大規模地震等の発生を想定し、災害時への対応の視点を採り入れる必要がある。 | ◎ | 全市町村における震災廃棄物処理計画等策定への働きかけ、災害廃棄物の仮置き場の確保、広域的な協力体制の確立を図る。 |

※○：継続、□：強化、×：廃止、◎：新規

※資料の標題については、12月16日廃棄物部会の意見を踏まえ修正している。

廃棄物処理計画改定に当たっての施策の自己評価・点検表

| 現計画の施策(主な実施事業) | | 実績、評価等 | ※ | 新計画への反映 |
|-------------------------|--------------------------------|--|---|---|
| 施策4 廃棄物処理施設の整備の促進 | | | | |
| (1)環境に配慮した廃棄物処理施設の整備の促進 | | | | |
| | 一般廃棄物処理施設整備への技術的支援 | 市町村の一般廃棄物処理施設整備を促進する上で有効である。 | ○ | 施設の長寿命化の検討を含め計画的・効率的な更新が図られるよう市町村等を支援していく。 |
| | 愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づく広域化の推進 | ごみ焼却処理広域化を図る上で有効 県内13ブロックのうち3ブロックで広域ごみ焼却施設が完成、4ブロックで広域化実施計画が策定された。 第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画策定(H21.3月) | ○ | 第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づき、引き続き焼却処理の広域化を進める。 |
| | 循環型社会形成推進交付金等の活用 | 環境に配慮した廃棄物処理施設の整備を促進する上で有効である。 6市3団体に交付金交付(H22年度) | ○ | 継続 |
| (2)広域的な最終処分場の整備 | | | | |
| | 衣浦港3号地廃棄物最終処分場の整備 | H22年度に供用開始したことにより、当面、安定的な受入体制が確保された。 | ◎ | 今後の広域的な処分場の確保に関しては、広域的な市町村圏での取組などの状況を見極めつつ、その在り方(対象地域、規模、整備時期等)について検討に着手する。 |
| (3)し尿処理の高度化 | | | | |
| | し尿の適正処理、高度化の推進 | 地域の実情に応じて計画的、効率的な整備を図る必要がある。 | ○ | 継続 |
| 施策5 情報の収集提供、環境学習の推進 | | | | |
| (1)資源化情報、適正処理情報等の提供 | | | | |
| | あいち資源循環情報システムの運営 | 循環ビジネスの情報提供の場として有効である。 アクセス件数 1,000件/月 | ○ | 効果的な情報発信に努めながら継続する。 |
| | 産業廃棄物処理業者検索システムの運営 | 排出事業者が処理業許可業者を選定する際に有効なシステムである。 | ○ | 許可業者情報を更新しつつ、引き続きシステムを運営していく。 |
| (2)産業廃棄物処理状況の把握及び情報提供 | | | | |
| | 産業廃棄物処理業者等からの報告を集計し、ホームページ等で公開 | 県民に県内の廃棄物処理状況の周知を図る上で有効である。 | ○ | 効果的な情報発信に努めながら継続する。 |

※○：継続、□：強化、×：廃止、◎：新規

※資料の標題については、12月16日廃棄物部会の意見を踏まえ修正している。

廃棄物処理計画改定に当たっての施策の自己評価・点検表

| 現計画の施策(主な実施事業) | | 実績、評価等 | ※ | 新計画への反映 |
|------------------|-------------------------|---|---|---|
| | PCB廃棄物保管状況報告の縦覧 | 県民に県内の廃棄物処理状況の周知を図る上で有効である。 | ○ | 効果的な情報発信に努めながら継続する。 |
| (3)環境学習及び普及啓発の推進 | | | | |
| | 資源循環学習ゲームのチラシを小学校4年生へ配布 | 資源循環へ関心を高める上で有効な手段である。アクセス件数 3,000件/月 | ○ | 効果的な情報発信に努めながら継続する。 |
| | ごみ減量推進シンボルマークの普及、使用 | ごみ減量の普及啓発を図る上で有効である。ごみゼロ社会推進あいち県民で配布したエコバッグにシンボルマークを使用(H22年度) | ○ | 効果的な手法に努めながら継続する。 |
| | 県政お届け講座、各種研修会等の講師派遣 | 廃棄物に対して関心を高める上で有効である。県政お届け講座、研修会講師派遣等:4回実施(H22年度) | ○ | 効果的な情報発信に努めながら継続する。 |
| <新たな視点> | | | | |
| (新規) | | 循環型社会への転換を進めていく上で、地球温暖化問題の重要性を踏まえ、地球温暖化対策にも配慮した取組が求められている。 | ◎ | ごみ発電や廃棄物系バイオマスの利活用など、資源循環と温暖化対策に配慮した施設整備を促進する。また、廃棄物運搬時における対策として、補助金や融資制度の活用などにより低公害車導入を促進する。 |

※○：継続、□：強化、×：廃止、◎：新規

※資料の標題については、12月16日廃棄物部会の意見を踏まえ修正している。